

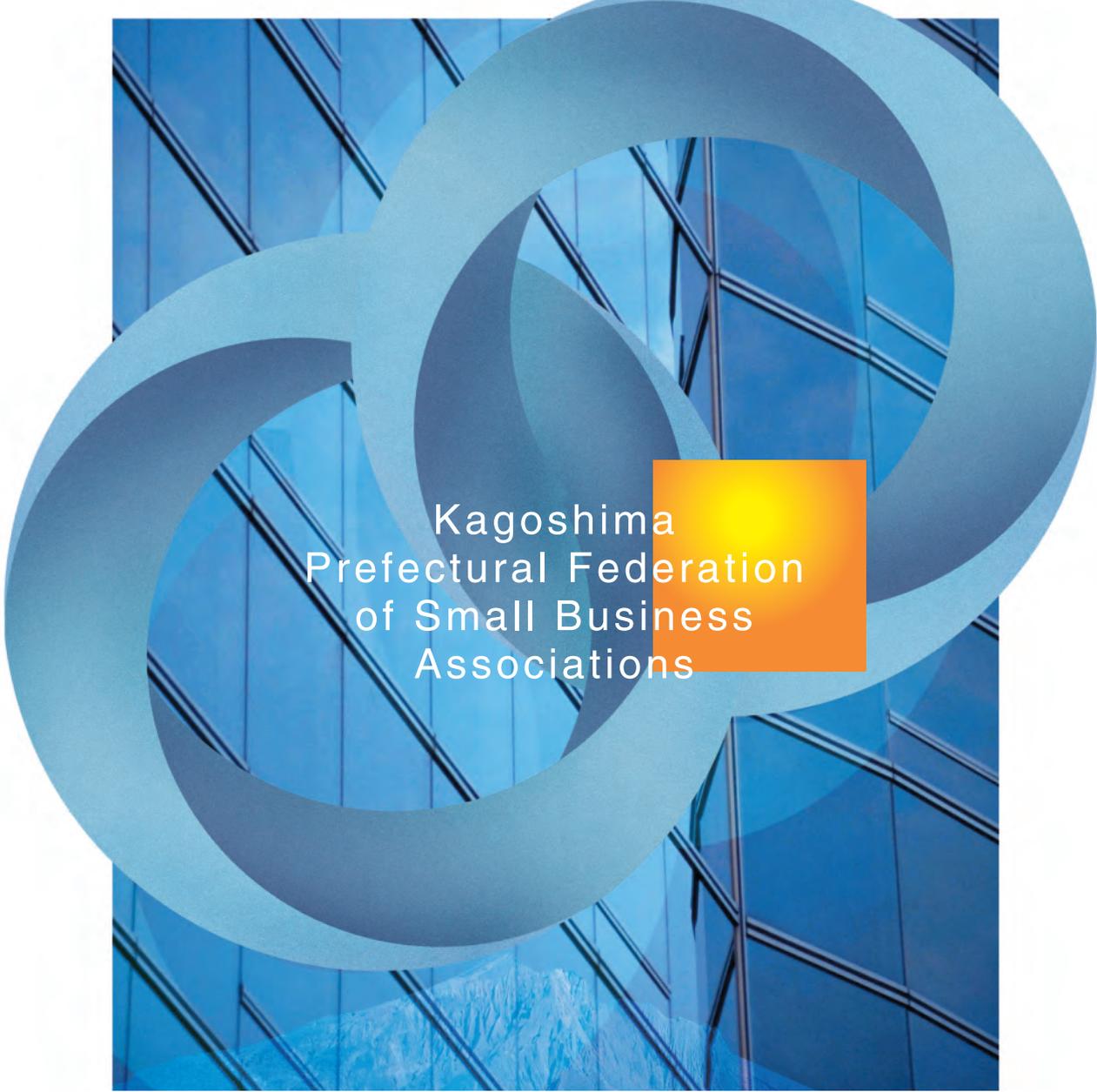
中央会月刊誌
中小企業
がごしま

2009
第654号

12

特集
テーマ

- 労働基準法改正のポイント
- 新型インフルエンザ ～事業所対応Q & A～



Kagoshima
Prefectural Federation
of Small Business
Associations

鹿児島県中小企業団体中央会



ここは、
芋の
酒の
国。



華やかにして、美しき味わい。

産地呼称。
それは、信頼の証です。



「黒麹仕立て 桜島」は、
鹿児島県産さつま芋だけ
を使い、南薩摩で蒸留瓶
詰めされた生粋の「薩摩
焼酎」であることを公的機
関より認証されています。



南薩摩さつま芋仕込
桜島
さくらしま
黒麹仕立て

「黒麹仕立て 桜島」は、穫れ立ての
南薩摩産さつま芋を黒麹で丹念に
仕込み、芳醇な香りと深く濃い味
わいへと仕上げた生粋の薩摩焼酎。
焼き芋を思わせる香ばしさと、濃厚
なトロリとした甘さと旨さを持つ、
黒麹の特徴を存分に生かした本格
芋焼酎です。

目次

特集 労働基準法改正のポイント 2
 新型インフルエンザ ～事業所対応Q & A～

中央会の動き 6
 ●商工中金協力会開催
 ●地域力連携拠点事業 農商工連携セミナー開催
 ●中小企業団体全国大会開催
 ●官公需問題懇談会開催

インフォメーション 8
 ●地域商店街活性化法に基づく商店街活性化事業計画の認定申請の募集
 ●新規学卒者採用枠拡大のお願い

企業トップインタビュー 10
 株式会社ハニ 代表取締役社長 羽仁正次郎氏

業界情報 16
 平成 21 年 11 月 情報連絡員報告

倒産概況 18
 平成 21 年 11 月 鹿児島県内企業倒産概況

中央会関連主要行事予定 20

抗菌印刷の特許実施権取得！九州2社目

抗菌印刷をご存知ですか？

ユニカラーが提案する清潔・安心・安全

抗菌とは、製品の表面における細菌の増殖を抑制すること。菌を死滅させたり除去する殺菌・除菌とは区別されます。私どもユニカラーでは抗菌剤入りのインキやニス素材に印刷機を使い抗菌剤を万遍なく塗布するため、表面に抗菌剤の層が形成され、抗菌効果が非常に高く衛生的な印刷物ができます。

どのような製品へ抗菌印刷するのか？

不特定多数の人の手が触れる製品が最も望まれます。

ユニカラーでは特殊素材への印刷はもちろんのこと

- ・クリアファイル
- ・メニュー
- ・化粧箱
- ・ランチキュラー
- ・パッケージ
- ・ラベル
- ・雑誌ブックカバー
- ・パンフレット
- ・包装紙
- ・ランチョンマット
- ・診察カード
- ・薬袋

等への抗菌印刷が可能です。



有機無機混合抗菌剤使用・印刷印刷面
 JP0122138A0001T
 特許第3401571号、第3030310号

この商品は印刷面の表面を抗菌処理加工をしています。
 (特許第3030310号、第3401571号)
 SIAAマークは、ISO22196法により評価された結果に基づき、抗菌製品技術協議会ガイドラインで品質管理・情報公開された製品に表示されています。

■抗菌印刷特許の範囲

【特許第3030310】【特許第3401571】
 印刷物の抗菌処理の特許です。印抗菌印刷処理した場合は、全てが本特許の範囲になり、抗菌印刷をしたアイテムに特許番号を表示できます。

不思議いっぱい!! 最新の印刷技術

疑似エンボス印刷 アルミ蒸着紙印刷 PPシート印刷
 抗菌印刷 Gフルート印刷(厚さ1mmの最薄ダンボール)
 レンチキュラー印刷【レンチキュラー実用新案登録 第3143782号】
 MUD(メディアユニバーサルデザイン)に取り組んでおります。



印刷全般から軟包装資材まで
 Co-operation association

印刷のユニカラー

本社 / 鹿児島市小山田町 7276-3 TEL(099)238-5525 FAX(099)238-5534
 串木野営業所・坂元営業所



労働基準法改正のポイント

～平成22年4月1日から施行～

長時間労働を抑制し、労働者の健康確保や仕事と生活の調和を図ることを目的とした改正労働基準法が平成22年4月1日から施行されます。そこで、改正内容のポイントを紹介し、改正の内容をご理解いただき、長時間労働の抑制等に向けた積極的な取組をお願いいたします。

●改正のポイント

I 割増賃金引き上げの努力義務

労使当事者は限度時間を超える時間外労働に対する割増賃金率を引き上げるよう努力すること

II 法定割増賃金率の引き上げ

- ・月60時間を超える法定時間外労働に対して、使用者は50%以上の率で計算した割増賃金を支払うこと
- ・引上げ分の割増賃金の代わりに有給休暇を付与する（代替休暇）ことができる
- ・中小企業には当分の間適用が猶予される

III 時間単位年休

- ・労使協定により年次有給休暇を時間単位で付与することができる

●改正の内容

I 割増賃金引き上げなどの努力義務が労使に課せられます。

（企業規模にかかわらず適用されます）

「時間外労働の限度に関する基準」が改正され、労使（※）で特別条項付き36協定を結ぶ際には、新たに、

- 1 限度時間を超えて働かせる一定の期間（1日を超え3か月以内の期間、1年間）ごとに、割増賃金率を定めること
- 2 1の率を法定割増賃金率（2割5分以上）を超える率とするよう努めること
- 3 そもそも延長することができる時間数を短くするよう努めること・・・が必要になります。

（※）労働者側の協定当事者は過半数組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）、それがいない場合は過半数代表者（事業場の労働者の過半数を代表する者）となります。

【例】限度時間（1か月45時間）を超える時間外労働を行う場合・・・25%を超える率

限度時間とは・・・労働基準法では労働時間は1週40時間、1日8時間までと定められています。労使で協定（「36協定」）を結んだ場合は、これを超えて働かせることは可能ですが、「時間外労働の限度に関する基準（平成10年労働省告示第154号）」において、一定の限度が定められています。（一部適用除外あり）

限度時間を超えて働く場合は、臨時的な事情がある場合に限り、労使で「特別条項付き36協定」を結ぶことで限度時間を超えて働かせることが可能です。

期間	限度時間	限度時間（※）
1週間	15時間	14時間
2週間	27時間	25時間
4週間	43時間	40時間
1か月	45時間	42時間
2か月	81時間	75時間
3か月	120時間	110時間
1年間	360時間	320時間

（※）1年単位の変形労働時間制をとっている場合

Ⅱ 時間外労働の割増賃金率が引き上げられます。

1 1 か月 60 時間を超える時間外労働時間を行う場合

1 か月 60 時間を超える法定労働時間外労働に対しては、使用者は 50% 以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

中小企業については適用が猶予されます。割増賃金率については、施行から 3 年経過後に改めて検討することとされています。

深夜労働

深夜（22：00～5：00）の時間帯に 1 か月 60 時間を超える法定時間外労働を行わせた場合は、深夜割増賃金率 25% 以上 + 時間外割増賃金率 50% 以上 = 75% 以上となります。

法定休日労働との関係

1 か月 60 時間の法定時間外労働の算定には、法定休日（例えば日曜日）に行った労働は含まれませんが、それ以外の休日（例えば土曜日）に行った法定時間外労働は含まれます。

法定休日とは・・・使用者は 1 週間に 1 日又は 4 週間に 4 回の休日を与えなければなりません。これを「法定休日」といいます。法定休日に労働させた場合は 35% 以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

2 割増賃金の支払いに代えた有給休暇の仕組みが導入されます。

代替休暇制度の導入にあたっては、過半数組合、それが無い場合は過半数代表者との間で労使協定（※）を結ぶことが必要です。

事業場で労使協定を締結すれば、1 か月に 60 時間を超える時間外労働を行った労働者に対して、改正法による引上げ分（25% から 50% に引き上げた差の 25% 分）の割増賃金の支払いに代えて、有給休暇を付与することができます。労働者がこの有給休暇を取得した場合であっても、現行の 25% の割増賃金の支払いは必要です。

（※）この労使協定は事業場において代替休暇の制度を設けることを可能にするものであり、個々の労働者に対して代替休暇の取得を義務付けるものではありません。個々の労働者が実際に代替休暇を取得するか否かは、労働者の意思により決定されます。

【具体例】時間外労働を月 76 時間行った場合

- ・月 60 時間を超える 16 時間分の割増賃金の引上げ分 25%（50%-25%）の支払いに代えて、有給休暇付与も可能
- ・16 時間 × 0.25 = 4 時間分の有給休暇を付与（76 時間 × 1.25 の賃金の支払いは必要）

Ⅲ 年次有給休暇を時間単位で取得できるようになります。

（企業規模にかかわらず適用されます）

- 現行では、年次有給休暇は日単位で取得することとされていますが、事業場で労使協定を締結すれば、1 年に 5 日分を限度として時間単位で取得できるようになります。（※）
- 年次有給休暇を日単位で取得するか、時間単位で取得するかは、労働者が自由に選択できます。

（※）所定労働日数が少ないパートタイム労働者の方なども、事業場で労使協定を締結すれば時間単位で取得できるようになります。分単位など時間未満の単位は認められません。時間に満たない端数がある場合には時間単位に切り上げます。



新型インフルエンザ

～事業所対応Q&A～

4月に発生した新型インフルエンザは瞬く間に世界に拡大し、国内でも11月中旬までに国民の14人に1人程度が医療機関を受診したと推定されます。事業所等においても感染防止と被害の最小化を図ることは事業の継続、社会的責任を果たす観点からも重要です。本稿は「新型インフルエンザ対策」として事業者及び職場における労務問題に焦点を絞り、想定されるケースをQ&A形式により紹介します。

Q1 労働者が新型インフルエンザ (A/H1N1) に感染した場合の同じ職場の労働者 (濃厚接触者) や、同居する家族が感染した労働者 (濃厚接触者) は、仕事を休ませる必要がありますか。

A 発症者と同じ職場の労働者などの濃厚接触者でも、インフルエンザ様症状がない場合は、一般的には仕事を休ませずに職務を継続することが可能となると考えられますが、職務の必要性や内容に応じてその継続の可否を判断して下さい。

その際、勤務を継続する場合は、朝夕の検温や手洗いなどの健康管理を行い、体調が悪化した場合は直ちに上司に報告するよう、徹底することが必要です。特に基礎疾患を有する方や妊婦等については、日々の健康管理を徹底するよう、留意して下さい。

Q2 労働者が新型インフルエンザ (A/H1N1) に感染していることが確認された場合に、どのような対応をしたらよいのでしょうか。

A 労働者の感染が確認された場合、事業者は、労働者全員を自宅待機させる必要はないまでも、感染拡大防止の工夫をしていただきたいと考えます。

職場で大規模な集団感染が疑われるケースについては、事業者は、保健所と相談の上、必要に応じ、感染拡大防止のため、事業運営において感染機会を減らすための防止策等の協力をしていただく必要があります。

なお、労働安全衛生法第68条に基づく就業禁止の措置については、現在流行している新型インフルエンザ (A/H1N1) について、多くの感染者は軽症のまま回復し、季節性インフルエンザと類似する点が多いことが明らかになったこと等から、現時点においては、労働安全衛生規則第61条第1項第1号の「**ウイルス伝ばのおそれのある伝染性の疾病**」には該当せず、労働者が新型インフルエンザ (A/H1N1) に感染したことのみをもって、就業禁止の措置を講ずることは要しません。

しかしながら、労働者が新型インフルエンザに感染し、医師から、本人の病勢や他の労働者への影響を考慮して、自宅療養等をする必要があるとの指導がなされている場合には、それに反して出勤させることは適当ではありません。

Q3 新型インフルエンザ (A/H1N1) に罹患した労働者が復職する際、留意することはありますか。治癒証明書や陰性証明書が必要ですか。

A 新型インフルエンザ (A/H1N1) でも、通常のインフルエンザと同様、発熱等の症状がなくなっても感染力が続くと考えられています。

基本的に、熱などの症状がなくなってから2日目までが外出自粛の目安です。しかし、完全に感染

力がなくなる時期は明確でないことから、業務上可能であれば発症した日の翌日から7日を経過するまで、外出を自粛することが望ましいと考えます。

なお、労働者に対し治療証明書や陰性証明書の提出を求めることについては、インフルエンザの陰性を証明することは一般に困難であることや、患者の治療にあたる医療機関に過剰な負担をかける結果になることから、望ましくありません。

Q4 労働者が業務上インフルエンザに罹患した場合、事業者は、安全配慮義務違反に問われるのでしょうか。

A 労働契約法第5条は、「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をする」ものとしています。本条にいう使用者の安全配慮義務の具体的内容は、労働者の労務の具体的状況等により異なるものであるもので、一概には言えませんが、労働者が就業に際し新型インフルエンザに罹患しないよう、必要な感染防止策を講じていただくようお願いします。

いずれにせよ、現時点では、災害が発生したときの責任の有無を論ずるのではなく、まずは、労使が協力して、就業中や通勤途上においてインフルエンザに罹患しないよう必要な備え・対策をお願いします。

Q5 新型インフルエンザに感染している疑いのある労働者について、一律に年次有給休暇を取得したこととする取扱いは、労働基準法上問題はありますか。病気休暇を取得したこととする場合はどうですか。

A 年次有給休暇は原則として労働者の請求する時季に与えなければならないものですので、使用者が一方的に取得させることはできません。事業場で任意に設けられた病気休暇により対応する場合は、事業場の就業規則等の規定に照らし適切に取り扱ってください。

Q6 新型インフルエンザ発生時において、職場又は通勤途上で新型インフルエンザに感染（死亡）したことが明らかとなった場合、労災保険給付の対象となりますか。

A 一般に、細菌、ウイルス等の病原体の感染によって起きた疾患については、感染機会が明確に特定され、それが業務又は通勤に起因して発症したものであると認められる場合には、保険給付の対象となります。

Q7 政府の「新型インフルエンザ対策行動計画」に基づいて、自社の行動計画を策定していますが、対応を再考する必要がありますか。

A 政府において2009年2月に策定した「新型インフルエンザ対策行動計画」については、鳥インフルエンザ（H5N1）に由来する新型インフルエンザを念頭に置きながら策定しているため、今回の新型インフルエンザ（A/H1N1）の特徴を踏まえて「基本的対処方針」等を策定しています。各事業者においても、政府の「基本的対処方針」等に基づいて、再考していただきたいと考えます。

なお、今回の対応としては、手洗い、咳エチケット、職場を清掃するなどしていただく必要がありますが、「業務の絞込み（不要不急の業務の一時停止）」、「患者の入場防止のための検温」、「訪問者の氏名、住所の把握」といった措置までは必要ないと考えております。

【本稿は、厚生労働省HP「新型インフルエンザ対策関連情報」を参考に作成しました】

商工中金協力会講演会開催

よみうりテレビ解説委員・評論家 岩田公雄氏 講演

本会と商工中金鹿児島支店は、11月25日鹿児島市「城山観光ホテル」において商工中金協力会講演会を開催した。よみうりテレビ解説委員・評論家の岩田公雄氏が「ゆれる経済・政局を読む」と題し講演した。中小企業の経営者らは時局を展望した講師の話に熱心に聞き入っていた。

講師の岩田氏は、まず「自らのジャーナリストの原点は中国天安門事件の取材体験にある」と語り、ジャーナリストに課せられている責任の重さを再認識したと当時を振り返った。以来、「現場主義にこだわり取材を行っている」と強調した。本題の政局については、今年8月の衆議院選挙、その後の政権交代に触れ、「1993年細川連立政権が誕生した頃を思い出す」と語り、「当時は新党ブームもあり政治が躍動していた」と述懐した。

「現在、民主党政権の予算削減の目玉として、行政刷新会議の事業仕分けの様相が、連日報道されている。国と地方の問題で言えば、景気対策は早急に取り組むべき課題であると思料されるが、いずれにせよ、今後の民主党政権の舵取りが大いに注目される。政治の大きなうねりの中で、メディアにおいては、国家の動向を的確に捉えた報道が求められ、国民一人ひとりが政治に興味を持つことが国民主導による政治の実現に繋がることになる」と締めくくった。



地域力連携拠点事業 農商工連携セミナー奄美市で開催

本会は、昨年度から実施している地域力連携拠点事業の一環として農商工連携セミナーを12月3日奄美市名瀬の奄美信用組合会館で開催した。マルチメディア販売促進コンサルタントの竹下幸也氏が「離島における農商工連携の成功ノウハウ」と題し講演。時代を先読みした経営戦略が今求められていると語った。

竹下氏は大手通販会社で販売戦略の陣頭指揮を担った経験を生かし、今後、通販及びネット販売が主役になると説明、離島における成功ノウハウは「離島のハンデを逆に生かすことだ」と強調。「スピード、チャンスに加え、文化・芸術という新しいキーワードを販売に取り込むことが必要」と説いた。そのためには全体をコーディネートするブレーン（参謀役）の存在が欠かせない」と訴えた。



しま
郷土の暮らしを見つめる



奄美信用組合

理事長 安 忠雄

〒894-0025 奄美市名瀬幸町6番5号

TEL 0997-52-7111

FAX 0997-53-5211



第61回中小企業団体全国大会 千葉県で開催 直面する諸問題の解決と今後の方向性を決議

全国中央会・千葉県中央会は、11月19日、『激動のとき 今こそ発揮 団結の力!』を合い言葉に、「第61回中小企業団体全国大会」を、幕張メッセ「イベントホール」(千葉県千葉市)において開催した。

第61回大会では、全国から中小企業団体の代表者3,300名が参集し、景況悪化に対する緊急的な中小企業対策を強化するとともに、中小企業が安心して事業を継続できるよう、16項目の中小企業が直面する諸問題の解決と今後の方向性について決議した。

また、決議案に関連して、「景気対策の実施とものづくり支援の強化」「連携組織対策、資金繰り対策、中小企業税制の充実強化」等について意見発表が行われた。

さらに、千葉県中小企業団体中央会・中嶋敏夫副会長が、決議事項の早急な実現を求める『大会宣言』を高らかに宣言し、満場の拍手の下、採択された。

次期開催地は奈良県に決定した。



本県関係の被表彰者・団体は以下のとおり。

【組合功労者】

林譲 (鹿児島県味噌醤油工業協同組合理事長)

白川田廣八 (宮之城建設業協同組合理事長)

【中央会優秀事務局専従者】

中井浩治 (鹿児島県中央会組織振興課係長)

第1回官公需問題懇談会 ～大隅地域において初の開催～

本会は、11月26日(木)、鹿屋市「ホテルさつき苑」において第1回官公需問題懇談会を開催した。官公需問題懇談会は年2回開催しているが、地方で開催するのは今回が初めて。当日は、大隅地域の国等発注機関、県出先機関、自治体及び中小企業組合から38人が出席し発注状況、受注状況等について意見交換を行った。意見交換の前に、鹿児島県土木部技術管理課より「鹿児島県の公共工事入札制度～総合評価方式及び電子入札について～」基調講演があり、県の取組状況について説明があった。その後、意見交換を行い、発注官庁及び業界団体から現在の発注状況、受注状況について説明があった。



発注官庁における電子入札の実施については、ほぼすべての案件で実施されているが、総合評価方式による入札はまだ件数は少なく、すべての案件で対応しているわけではない旨の報告があった。また、自治体からは、「地方交付金も減少し、公共工事においてかなりの影響が出てくるのが懸念される」などの意見が出された。

業界団体からは、「入札において新規参入の場合、施工実績が求められ苦慮している」「鹿児島市内の研修会参加の場合、地方の業者は丸一日つぶれる。評価の加点で考慮してほしい」「公共工事の減少で組合員が減少し、倒産廃業が相次いでいる」など中小企業を取り巻く厳しい現状が報告された。次回は2月に開催する予定。



地域商店街活性化法に基づく商店街活性化事業計画の認定申請の募集について

地域商店街活性化法が平成 21 年 7 月 15 日に公布され、同年 8 月 1 日に施行されました。
10 月 9 日、本法施行後初めての認定として、商店街活性化事業計画 19 件の認定が行われました。随時、認定申請の募集は行われていますのでご相談ください。

※ 申請から認定まで最大 2 か月程度かかります。事業開始までに十分な時間的余裕をもって、お早めにご相談ください。

【公募の提出先及びお問い合わせ先：九州経済産業局 産業部商業振興室 TEL 092-482-5456】

1. 法律の趣旨

商店街ならではの「地域コミュニティの担い手」としての機能を発揮することにより、商店街の活性化を図ることを目的に、商店街振興組合等による、地域住民に役立ち、地域の魅力を発信する取組に対し支援を行います。

■ソフト事業者も含めた商店街活動への支援を強化

(取組事例)

地域への貢献：高齢者・子育て支援、宅配サービス

地域の魅力発信：地域イベント、商店街ブランド開発

■地域のニーズに沿った空き店舗利用を支援

■商店街の匠よくある人材を育成・確保

■関係省庁・地方公共団体と連携した支援

2. 支援策の内容

《資金・税制支援を抜本的に拡充》

・補助金：21年度42億円、補助率最大2/3

・税制措置：土地等譲渡所得の1500万円特別控除

商店街内の遊休土地の譲渡を促進（空き店舗対策）

・融資関連：市町村による高度化融資の創設、小規模企業設備導入無利子貸付（貸付割合1/2⇒2/3）

《人づくり・・・「やる気」を喚起しノウハウを提供》

・「(株)全国商店街支援センター」の取組を支援

人材研修、起業支援、支援人材の派遣、商店街活性化手法・ノウハウの提供・普及

3. 認定後の支援

認定を受けた事業者に対しては、実施事業に対する補助、中小企業信用保険法の特例等の支援措置が講じられます。また、(株)全国商店街支援センターにより、商店街活性化を担う人材の育成を行うとともに、商店街の活性化に向けた取組を支援するために必要な専門家の派遣、情報提供などを実施していきます。



これからも、 地域とともに。

いつでも、どこでも、アクセス! **yamakataya**

検索

山形屋は「We Love 天文館 まちづくり」に 参加いたしております。

ふれあい、まいにち。 **毎日 8 時まで営業**

山形屋

〒892-8601 鹿児島市金生町3番1号
電話 (099) 227-6111
www.yamakataya.co.jp

新規学卒者採用枠拡大のお願い

鹿児島労働局長・鹿児島県知事・鹿児島県教育長より、本会宛に新規学卒者採用枠拡大の要請がありました。以下にご紹介いたします。雇用の安定・確保に向けて、中小企業の皆様のご協力をお願いいたします。

鹿児島労働局長 今野 文平
 鹿児島県知事 伊藤祐一郎
 鹿児島県教育長 原田 耕藏

本県の雇用労働行政の推進につきましては、かねてから格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

最近の本県の雇用情勢は、平成 21 年 9 月の有効求人倍率は 0.36 倍となり、前年同期を 0.13 ポイント下回り、依然として低水準で推移しております。

このような中で、平成 22 年 3 月卒の新規学卒者については、高校生の 10 月末の県内求人倍率は 0.77 倍と前年同期を 0.30 ポイント下回ると同時に、就職内定率も 49.9%と前年同期を 4.1 ポイント下回っております。同様に大学、短大についても県内求人倍率、就職内定率ともに前年同期を大幅に下回っており、非常に厳しい状況にあります。

このようなことから、県や鹿児島労働局、県教育委員会では、国や県の各種雇用支援事業・支援制度の普及を図るとともに、新たに求人開拓等を行う『雇用対策推進員』の各地域振興局・支庁への配置や『就職面接会』の拡充等を行い、新規学卒者等の就職支援策の充実に努めるとともに、学生・生徒の公正な採用選考の啓発に努めるなど、ひとりでも多くの新規学卒者の就職実現に向けた取組を進めているところです。

つきましては、貴職におかれましても、厳しい経済状況の中ではありますが、郷土鹿児島の発展のため、このような取組に御理解をいただき、高校生をはじめとする新規学卒者がひとりでも多くふるさと鹿児島で就労できますように、新規学卒者の採用枠の確保及び採用選考の早期実施につきまして、会員企業の皆様に御勧奨くださいますよう、お願い申し上げます。

美味しい時間を 3つのレストランで



カフェレストラン トリアン



日本料理 七彩



スカイラウンジ フェニックス

鹿児島 サンロイヤルホテル

鹿児島市与次郎1丁目8番10号 Phone:099-253-2020
<http://www.sunroyal.co.jp>

企業トップ インタビュー

外車販売ディーラーひとすじ

車好きが高じて、クラシックカーの蒐集も

株式会社八二

代表取締役社長 羽仁正次郎 氏



●業界に入るきっかけは

私が高校を卒業した昭和32年は、まだ、鹿児島県内にも進駐軍の無線基地があった時代で、日本車ではスバル360が翌年にデビューした頃です。当時、車はまだ庶民には高価な買い物でした。私は、小さい頃から車が好きで、高校を卒業したら自動車関係に進みたいと漠然と思っていたのですが、自分で外車の販売をしたいと両親に告げた時は猛反対を受けました。高校の先生にも「そんな馬鹿なことはやめろ」と反対されたのですが、ただ、自動車が好きというだけでこの道に飛び込みました。当時を振り返ると無知で怖いもの知らずだったと思います。

●外車販売で苦労されたことは

とにかく、高校を卒業したばかりで資金もない、コネもないわけですから、自分で動くしか稼ぐ方法はないわけです。当時、住んでいた近くにアメリカ人の宣教師の方がいまして、その方に英文の紹介状を書いてもらい、九州各県の進駐軍のベースキャンプを回りました。「FOR SALE」の張り紙があれば、デッサン帳に車をデッサンし、車番号を控え持ち主と交渉するわけです。流暢に英語が喋れるわけではないので身振り手振りで交渉しました。それでもなんとか通じるもんです。しかし、同じようなことを考える者がいまして、当時、1台の車にブローカーが5人も6人もいた時代です。競争は厳しかったのですが不思議に辛いと思ったことはありませんでした。やっぱり車が好きだったんでしょう。それから、交渉が成立すると持ち主を鹿児島に連れて来ることあり、購入希望者に引き合わせるわけです。カタログ一枚も入手できない時代ですから、あらかじめデッサン帳にデッサンした車の絵が大きな威力を発揮しました。買主は高価な買い物をするわけですから実際の車がどんな車なのか心配します。そこで、車のデッサンを見せると買主は安心し交渉がスムーズに運びました。それでも年に数台売ればいいほうでした。1台が百万、二百万円以上しますし、当時5万円もあれば家屋敷が買えた時代です。



本社展示ルーム

しかし、いざ車を運んでくるとなると大変な苦勞をしました。当時の国道3号線、特に県境の峠道は舗装されておらずデコボコ道が当たり前でした。米国車はクッションが柔らかく、底をすり、ときどきオイルパンが破損しました。そんな時は自分で修理し、やっとの思いで運んできたことを憶えています。



本社全景

●業界に携わって思うこと

外車の自動車販売に携わるようになって50年以上経ちました。とにかく車以外のことはしたくはありませんでした。グループ企業に、タクシー、自動車学校等がありますが、自動車販売業界を取り巻く環境は大きく変わろうとしています。若者の車離れ、少子化、高齢化等による購買力減少、ガソリン車に代わる電気自動車の出現などこれからまだまだ時代が変わっていきます。しかし、自動車販売業界はなくてはならない業界です。最近はお客の方が情報を先取りし車のことをよく知っています。営業マンには「しゃべりすぎず腹八分で話をしろ」と言います。それが今の時代に合ったセールスのやり方ですね。

◇取材を通して —— 『世界が目にする「ハニ・クラシックカー・コレクション」』

クラシックカー、ヴィンテージカーコレクションの世界で羽仁正次郎を知らない人はいないほど、世界中にその名は知れわたっている。コレクションは500台以上を数え、アメリカ以外には4台しか存在しないとされる「タッカー・トーピード」をはじめ数々の名車を保有している。驚嘆すべきは、単に保有するだけでなく、すべての車が動かせる状態を保っていることだ。



自宅応接間におけるクラシックカーの数々

「クラシックカーはまさに生き物です」と語る羽仁氏の車に対する並々ならぬ愛着ぶりがうかがえる。自宅応接間には30台以上のクラシックカー・ヴィンテージカーが所狭しと並び、仕事が早く片付いた日など自ら車に語りかけ、磨き、時には整備することも。「本当のところ、昔の車は手が掛かります。手をかけるほど愛着が湧くものなのです。車の喜ぶ顔が私には見えるようです」と言う。本当に車が好きでないと出てこない言葉だ。少年時代の思いがクラシックカーの蒐集として凝縮されたといつてよい。「将来は、ミュージアム的な施設でクラシックカーを多くの方々に観て楽しんでいただきたいですね」と夢を膨らます。今年年に数回、海外のオークションに出かけ、蒐集家と旧交を温めるのを楽しみにしている。

著書に「HANI Classic-car Collection 20世紀の自動車」(2004年12月初版)がある。

◆氏は10月29日「組合法施行60周年及び団体法施行50周年記念式典(東京)」で、鹿児島自動車工業(協)理事長として国土交通大臣賞を受賞した。



いまの時代に、
いちばん「自然」な
電気のつくりかたって、何だろう。

「自然力と原子力」の非化石エネルギーへ、
九州電力は動いています。

人間は、これまでずっと、石炭・石油・天然ガスといった、
何十億年も前からの「化石燃料」に多くを依存して暮らしてきました。
その結果が、いまだんな不安を産みおとしているかは、みなさんもご存知のとおりです。
CO₂排出量の増加による地球温暖化。そしてエネルギー資源の枯渇へのカウントダウン。
九州電力も、現状をよしとするのではなく、いまの時代に最もフィットし、地球の将来までも見すえた「電気のかたち」を選びとっていかなければならない。
だからこそ、私たちは「自然力」「原子力」の非化石エネルギーへと、一歩一歩進み続けています。

もっと知ってもらいたい、
私たちの「クリーンな電気」への取り組み。

九州最大の発電規模を誇る鹿児島・長島風力発電所や、現在計画中の福岡・大牟田のメガソーラー。
こうした風力・太陽光発電を、2017年度までにそれぞれ100万kWまで拡大する目標を掲げました。
さらに、原子力については安全確保を大前提に
「発電時にCO₂を排出しない」
「経済性に優れ、安定供給できる」
「リサイクル可能な準国産エネルギーである」
といった利点を活かし、これからも私たちの電力の中核として位置つけていきます。

「自然力」と「原子力」のグッドバランス、そしてそれをコントロールする「人間力」で、
明日の暮らしをもっと明るくしていきたい。私たち九州電力の挑戦は、続きます。

<http://www.kyuden.co.jp/>

自然力、原子力、人間力で地球環境のために。

九州電力
ずっと先まで、明るくしたい。

「もしも」のPL事故に備える保険

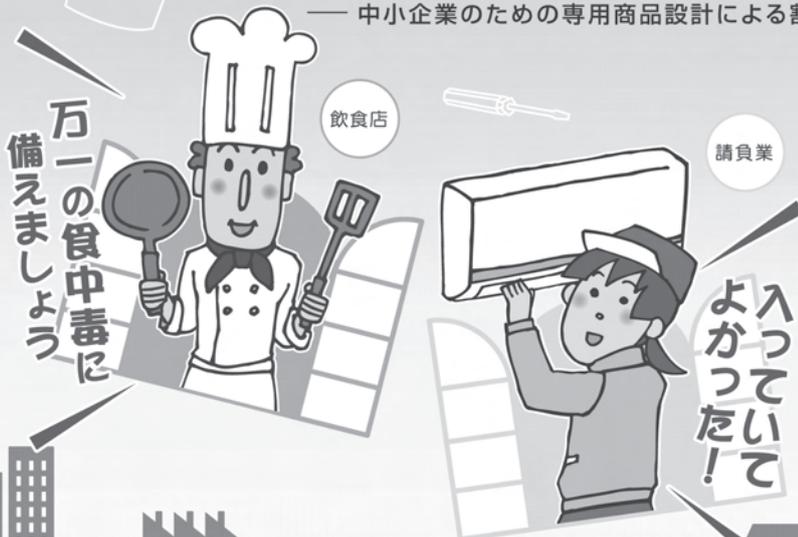
中小企業PL保険制度

生産物賠償責任保険(中小企業製造物責任制度対策協議会用)



商工3団体による 中小企業会員のための全国制度

— 中小企業のための専用商品設計による割安な保険料 —



2年間で約7,000件の加入実績!
万一の「リコール」に備えるための
「リコール費用」担保特約

《加入が多い業種》

- ① 食料品、飲料品製造・販売
- ② 皮革製品、衣類製造・販売
- ③ 家電、家具製造・販売

本制度に加入できる方は、**中小企業基本法に定められている中小企業者**のうち、中小企業製造物責任制度対策協議会を構成する3団体(日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会)のいずれかの傘下団体に属する方に限られます。これらの3団体の傘下団体を脱退し、保険加入期間開始日時時点で非会員となった場合は、この保険にはご加入出来ませんのでご注意ください。

※LPガス販売、旅館経営、航空機(部品)製造、専門職業人(税理士、薬局、薬店など)等の方には、別に専用の保険が用意されておりますので、本制度の対象にはなりません。

※医薬品・生薬・漢方薬製造・工事業等を行っている会員企業様は「リコール費用担保特約」を付帯できません。

※中小企業等協同組合法に規定する組合については、保険会社までお問い合わせください。

新規・更新

振込期間 >> 2009年4月1日～5月29日

加入期間 >> 2009年7月1日午後4時～
2010年7月1日午後4時

中途加入

振込期間 >> 毎月1日～末日(6月以降)

加入期間 >> 振込月の翌々月1日午前0時～
2010年7月1日午後4時

鹿児島県中小企業団体中央会

〒892-0821 鹿児島市名山町9番1号 Tel.099 (222) 9258

ステイタスM

BESTパートナー
三井生命

無配当低解約返戻金型定期保険

1 15年以上の保障準備とその後の資産づくりを両立
・ バランスの良いプランニングが魅力です。

2 2段階の低解約返戻金期間の設定で割安な保険料と確かな保障
・ 割安な保険料で98歳までの長期にわたる保障をご用意いただけます。

3 各種制度を利用して「年金としてのお受け取り」「保障の終身化」が可能
・ 死亡・高度障害保険金の全部を原資として、年金で受け取ることができます。<ご契約者が法人の場合>
・ 解約返戻金の全部または一部を原資として、年金で受け取ることができます。<ご契約者が法人でも個人でも>
・ 保険料のお払い込みを中止し、一生涯保障が続く払済終身保険に変更できます。<ご契約者が法人でも個人でも>

※商品内容の詳細は「ステイタスM商品パンフレット」「ご契約のしおり一約款」「設計書（契約概要）」「特に重要な事項のご説明（注意喚起情報）」を必ずご覧ください。

三井生命保険株式会社 〒100-8123 東京都千代田区大手町 1-2-3 TEL.03 (3211) 6111 (代表) <http://www.mitsui-seimei.co.jp/>

C-20-0076(H20.9)

蒼々



ふくよかな甘味と果実のような香り

大海蒼々

さつまの海



垂水地区に湧き出る温泉水を使用したやわらかな味わい

さつまの海

特選黒麹



「芋焼酎の真価とは？」
世に問う

特選黒麹

黒麹



芋焼酎がまだ地元の人だけに
飲まれていた頃の製法を再現

大海黒麹

一番雫



サツマイモの吟醸香
フルーティーな華やかさ

一番雫

さつまの海



鹿児島県の農業地帯
大隅半島の地焼酎

さつまの海

大湊酒造協業組合

〒893-0016 鹿児島県鹿屋市白崎町 21 番 1 号
TEL 0994-44-2190(代) FAX 0994-40-0950

●未成年者の飲酒は法律で禁じられています。 ●健康のため、飲み過ぎに注意しましょう。 ●妊娠中・授乳期の飲酒はお控え下さい。 ●飲酒運転は絶対やめましょう。

120
years
朝日生命

鹿児島支社
〒892-0844
鹿児島市山之口町12-1
鹿児島センタービル4F
☎099(224)1122

これからも、
ずっと、
あなたと。



おかげさまで朝日生命は、創業120周年を迎えました。平成20年3月1日

knt!
近畿日本ツーリスト

カタチにします。ときめき・キラメキ・おもてなし

近畿日本ツーリスト

鹿児島支店 支店長 南 泰行

〒892-0842
鹿児島市東千石町1-1第8川北ビル2F
TEL : 099 (223) 3205
FAX : 099 (239) 8159



SOMPO
JAPAN

もう一本の
シートベルト、
自動車保険は
ONE-Step

損保ジャパン

保険をもっと便利にもっと身近に、もしもの時に
お客さまを守る「個人用自動車総合保険ONE-Step」。
契約更新のお手続きをサポートする「安心更新サポート」
も好評です。
ONE-Stepは、お客さまとご家族のカーライフを
応援する安心でやさしい自動車保険です。

株式会社 損害保険ジャパン

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL.03(3349)3111
ホームページアドレス <http://www.sompo-japan.co.jp>

業界情報 (平成 21 年 11 月情報連絡員報告)

製造業

味噌醤油製造業

消費者の財布のヒモは依然として堅く、夏場を過ぎてからむしろ強まった感がある。歳末の商戦が案じられる。

漬物製造業

前月同様に厳しい。

酒類製造業

(平成 21 年 10 月分データ。単位 kℓ・%)			
区分	H20.10	H21.10	前年同月比
製成数量	30,802.1	31,386.0	101.9
移出数量	県内課税	5,354.0	5,423.0
	県外課税	7,576.2	7,145.1
	県外未納税	5,780.3	4,480.3
在庫数量	253,558.4	253,533.4	100.0

蒲鉾製造業

昨年は篤姫効果で旅行客も多かったが、不況のためか 10%以上の旅行客の減少で、特に土産品の売上げが悪かった。前年同月比マイナス 8%、日配品では安売りや県外の商品が多く見られるようになった。原料は高値を推移している。

鯉節製造業

生値(原料)が最安値の傾向にあって、在庫量も減少していたため収益状況は好転した。ただ、原料の安値の状況も少しづつ上がってきているため、好転の状態も短いものであると業界ではみている。

菓子製造業

高気温の日が続くうえ、収入源のニュースに振り回される感があり、菓子は嗜好品であるため、消費者の財布の紐は堅い。菓子業界の景気上昇の気運は全くないに等しいので、各社設備投資などせずに、堅実に運営しているようである。

大島織物製造業

・11月1日～30日：県内のホテル等で、薩摩焼、川辺仏壇と「薩摩の逸品 おもてなし展」を実施。
 ・11月9日～16日：天文館で大島紬試着体験等を実施。
 ・11月18日～24日：鹿児島空港で大島紬の展示販売等を実施。

本場大島織物製造業

平成 21 年 11 月の検査反数は 834 反、前年対比 84.9%のマイナス 148 反であった。

木材・木製品製造業

職場に届く林業専門誌には、「厳しい」「減少した」「不振」「先が読めない」の論評が踊る。需給バランスが

崩れ、山元も川下も青息吐息。政府は、「森林・林業再生本部」の設置を検討していると聞かすが、長引く苦境は自助努力の限界を超えており、死に体も同然と認識して「再生本部」なら、大胆に素早く手を打たなければ、関連業界の景況のみならず益々悪化するのではないかと懸念している。

素材生産業・製材業・材木卸売業

平成 21 年 10 月末の県内の新設住宅着工戸数(累計)は総数で 6,469 戸、前年同月比 61%、うち木造住宅は総数で 4,330 戸、前年同月比 84%となっている。依然として全国並びに県内の新設住宅着工は低調であるため、荷動きはあまりない。林業への就業相談の増加傾向を踏まえ、県林業労働力確保支援センター(始良郡蒲生町)は 10 月 5 日無料の職業紹介所を開設した。同センターでは、この他林業作業に必要な各種の技能講習等も実施しており、ワンストップサービスの体制が整備されている。

生コンクリート製造業

出荷量は対前年比 100.1%の 169,577 立米だった。特に減少した地域は、鹿児島、指宿、串木野、出水、始良伊佐、垂水桜島、南隅、沖永良部で、特に増加した地域は、川薩、宮之城、大隅、種子島、屋久島、奄美大島、奄美南部であった。官公需は対前年比 108.24%の 121,830 立米、民需は対前年比 84.08%の 47,747 立米で官公需が増加したが、発注の前倒しの影響と思われる。

コンクリート製品製造業

11 月の出荷トン数は 12,138 トンの前年度対比 103.0%となった。出荷量は大隅地区のみ増加しており、他は前年度と変わらず、もしくは減少となった。公共工事における 11 月の受注は前年同月比と変わらないが、前々年同月比では 85%となっており、業界の厳しい状況の変わりはない。

機械金属工業

需要の低迷が一段と激しさを増している。

仏壇製造業

海外製品輸入内訳の主たる輸入国は中国、ベトナム、タイ等であり、平成 21 年 8 月 20,453 本、9 月 21,986 本、10 月 20,024 本で累計 216,032 本であった。

印刷業

円安や物価の下落で、いわゆる負のスパイラルが顕著になってきた感があるが、印刷業界も、価格競争で自ら苦境に陥るケースが後を絶たない。これから繁忙期の年末を迎えるにあたって、より一層の厳しさが予想される。



きょうの出口。
あしたの入口。

明るい黒。

黒伊佐錦
KURO ISANISHIKI

薩摩焼酎

大口酒造株式会社
鹿児島県伊佐市大口原田643番地
www.isanishiki.com

0120-86-9613

飲酒は20歳を過ぎてから。飲酒運転は法律で禁止されています。妊娠中や授乳期の飲酒は、胎児・乳児の発育に影響を与えるおそれがあります。

非製造業

卸売業

個人消費の停滞、暖冬、デフレによる物価下落、需要低迷により、追加リストラを検討する必要が出てきた。

中古自動車販売業

更に厳しさを増して、今後が懸念される。年末年始商戦に期待したい。

燃料小売業

LPG輸出国が、我が国LPG輸入国に対して12月船積のLPG輸出価格を通告してきたが、その価格動向をみると、輸入価格は前月対比プロパンはプラス60ドルと4か月連続の上昇、ブタンは70ドルと2か月連続の上昇となった。

青果小売業

前年同月比82%、前月比79%。

農業機械小売業

業界の系列販売店の再編はこの10年の間に進み、今年度あたりで落ち着く様子になってきているが、前年度同月期に比べ売上は落ち込んでいるので一段の経費節減を迫られている。小規模経営者の高齢化も不安材料であるが、現在のところ修理にはすぐ対応できるようにし、客のニーズに合わせた売上で収益を上げるよう努力している。

石油販売業

一時ドル安で原油価格に下げ局面が見られたものの70\$台後半をキープしている。石油製品の需要も冬場の灯油に期待しているものの、暖冬で動きは鈍い。全般に不況の波が影を落としている。

鮮魚小売業

11月に入り早くも「数の子」「かまぼこ」などのお正月用品が店頭に並び始めた。以前のような活気はないが、少しでも多くのお客様にブリ、カンパチ等の魚のおいしさを味わってもらいたい。

商店街（霧島市）

11月も全体的な売上は、前年に比べ減少傾向にあった。11月に発売された第2回目霧島市共通商品券5億円分の売れ行きは好調であった。これが年末年始へ向けての消費喚起につながって欲しい。

商店街（薩摩川内市）

商品が売れない、景気が悪い、インターネットで買ったなど商店街にとって悪い話ばかりが聞こえる。偶数の月が奇数の月より売れる、年金等のせいだと思われる。薩摩川内市の第2弾プレミアム商品券発行事業に商店街として期待したい。

商店街（鹿児島市）

秋なのに残暑というか暖かい日が続く、衣料関連においては売上の上昇がストップしているとのこと。来街者の減少はあまり感じられないが、買い物をするお客様が多くなり、売上の減少が目立つ歳末商戦に期待する声が多い。

商店街（鹿屋市）

来客数は横並びだが、客単価が下がってきた。

サービス業（旅館業 / 県内）

売上高等が昨年度に比べると今年度は引き続き減少している。年末年始の宴会、宿泊等の予約についても人数・予算の減少、日程の重複等で落ち込みが目立つ。また、新型インフルエンザの影響で特に修学旅行や学校行事関係の宴会等が急なキャンセル、変更が発生し苦慮している。

旅行業

秋の観光シーズン、紅葉の見ごろを迎え売上高は前年同月比約10%の減であるが、昨今の厳しい経済状況からするとよく健闘している。同年前月比14%増の売上高があり、このままの推移が望まれるが、航空会社の契約見直し等の問題が持ち上がっており、業界は今後大変厳しい運営を強いられる不安がある。

自動車分解整備・車体整備業

特に大きな変化はない。資金繰りの悪化しているところも予想されるが、例年年末は多忙となるので期待している。

電気工事業

環境対策の太陽光発電設備が民間および官庁で発注があり、いくらか上向いてきつつあるがまだまだの状態である。

内装工事業

11月のラベル売上数は、カーテンラベル対前年同月比288.4%で増加、壁装ラベル対前年同月比94.2%で減少、じゅうたん等ラベル対前年同月比138.5%で増加となった。工事内容を見てみると、新築物件が少なく改装物件が全体の40%を占めている状況。今後の状況はかなり不透明であり、希望を持ってない。

建設業（鹿児島市）

公共事業の減により、労働力の確保と資金繰りが依然として厳しい状況。

建設業（曾於市）

新政府の公共事業の事業仕分けによる予算等の縮減により、先行き不透明である。

貨物自動車運送業

11月に入り、原油価格の高騰により軽油価格が上昇した。荷動きは畜産物、青果物に関しては前年並みであったが、一般荷物は非常に少ない状態が続いている。

運輸業（個人タクシー）

需要が回復しない状況が続いている。12月になったら忘年会等が始まり少しは期待ができるのではないかと思う。

倉庫業

麦類の需要が減少傾向にあり、輸入実績も昨年実績を割り込んでいる状況にある。米穀類については昨年並み横ばい状況、飼料用穀物状況は把握できていないが、いずれも厳しい状況に変わりはない。

中央会関連主要行事予定

平成 22 年 1 月	
5 (火) 10:00	中央会年始会 鹿児島市「サンロイヤルホテル」
14 (木) 17:00	鹿児島県中小企業組合士協会研修会・新年会 鹿児島市「アクアガーデンホテル福丸」
20 (水) 14:00	事務局代表者講習会 鹿児島市「サンロイヤルホテル」
28 (木) 13:30	組合自治監査講習会 鹿児島市「アーバンポートホテル」
平成 22 年 2 月	
5 (金) 13:30	組合登記の実務及び独禁法の概要等講習会 鹿児島市「ホテルレクストン鹿児島」
16 (火) 13:30	鹿児島県食品産業協議会「消費者代表と食品加工業界との懇談会」 鹿児島市「サンロイヤルホテル」
25 (木) 10:00	組合決算講習会 鹿児島市「マリンパレス鹿児島」

個別専門指導のご案内

組合が抱える問題（法律、会計、労務等）について専門的知識を有する弁護士、税理士、社労士などの指導を受けることができる個別専門指導事業があります。ご希望の方はお気軽に本会までご相談ください。本会組織振興課まで（TEL 099-222-9258）

11月号掲載記事のお詫びと訂正

活性化情報 11月号「中央会関連主要行事予定」において「中央会仕事始め」の曜日、「年始会」の曜日・時間の掲載記事に誤りがありましたので、お詫び申し上げ下記のとおり訂正いたします。

4日 (木) 12:00 ⇒ 4日 (月) 仕事始め

5日 (月) 13:30 ⇒ 5日 (火) 10:00 年始会

経営者の皆さんに退職金を!!

小規模企業共済制度のご紹介



小規模企業共済制度は、法律で定められた経営者向けの退職金制度です。

制度の特色

国の制度なので安心・確実です。

- 小規模企業共済法に基づいた制度です
- 廃業時・退職時に共済金を受け取れます（受け取りは、一括・分割・併用のいずれかを選べます）
- 共済金は「退職所得扱い」または「公的年金等の雑所得扱い」となります
- 掛金は毎月1,000円～70,000円で、全額所得控除になります
- 毎月の掛金は口座振替です
- 担保・保証人不要で事業資金等の貸付制度が利用できます

お申し込みは

鹿児島県中小企業団体中央会

TEL 099-222-9258 FAX 099-225-2904



平成20酒造年度鹿児島県本格焼酎鑑評会「総裁賞」

【代表受賞】さつま黒若潮

平成21年熊本国税局酒類鑑評会「優等賞入賞蔵」

【代表受賞】さつま若潮・さつま黒若潮

代表ダブル受賞!!



若潮酒造株式会社

鹿児島県志布志市志布志町安楽215番地 TEL 099-472-1185 FAX 099-472-3800

お酒は20歳になってから。飲酒運転は法律で禁止されています。

妊娠中・授乳期の飲酒はお控え下さい。



人を思う。未来を思う。

商工中金

商工中金は、平成20年10月1日から株式会社になりました。

「中小企業による、中小企業のための金融機関」として

引き続き、皆さまから信頼され、支持され、これまで以上にお役に立てるよう、
全力で努力を続けてまいります。

鹿児島支店 〒892-0847 鹿児島市西千石町 17-24 TEL : 099 (223) 4101 ●高見馬場ワシントンホテル筋向い



癒しの霧島、温泉と心づくしのお料理。

そして、雅を奏でる如く庭園の水音。

料亭旅館  竹子代 霧島別邸



- 客室数 11 室
- 昼会席 (要予約)
- 大小宴会場完備

<http://nisikawa-takechiyo.jp> 霧島市霧島田口 2465 番地
TEL. 0995-64-8008

ホテル・レクストン鹿児島

<http://nisikawa.net/lexton>

鹿児島市山之口町 4-20
TEL.099-222-0505



価値が分かるあなたへ・・・

- 客室数 180 室
- レディースフロア
- 男性専用サウナ
「皇貴」
- 女性専用岩盤浴
「妃の癒」
- 禁煙ルーム
- 全室高速インターネット (無料)
- 大宴会場完備



●空港リムジン〈天文館〉
から歩いて 4 分



(株)奄美大島にしや酒造
鹿児島県大島郡徳之島町白井474番565
TEL0997-82-1650
<http://www.nisikawa.net/syuzou/>

プチホテル・レクストン霧島

<http://nisikawa.net/lexton-p/>

鹿児島県始良郡牧園 3903-11
TEL.0995-78-3313



霧島で気軽にひと休み

- 客室数 17 室
(シングルルーム 8 室
ツインルーム 7 室
和室 2 室)



●観光に、ビジネスにそして
日帰りの小旅行にも最適

お客様といっしょにできること。
富士火災は小さなことから始めました。



みんなの健保で、
みんなへワクチン

いま、世界で一日4,000人の幼い命が感染症で失われています。
そのうちの多くがワクチンの接種を受けることで救うことができる命です。
富士火災は、認定NPO法人「世界の子どもにワクチンを 日本委員会 (JCV)」の活動に協力し
お客様の感謝の気持ちをワクチンにかけて世界の子どもたちに贈ることにしました。
みんなの健保で、みんなへワクチン。
未来を担う子どもたちへ、お客様と一緒に贈る、ささやかなプレゼントです。



これまで多くの子どもたちの命を守ってきました。
しかし、まだまだワクチンが足りません。

現在、予防可能な感染症のため、多くの途上国で子どもたちが命を落としています。
しかも、たとえウイルスが根絶したと思われていた国や地域でも、海外から人や物が出入りし、
再び感染症が発生するというケースもあります。まだまだワクチンが足りないのです。
「世界の子どもにワクチンを 日本委員会 (JCV)」の目標は、ポリオやはしかなどの感染症から
子どもたちを守ることです。ただワクチンを贈るだけでなく、ワクチンを運ぶ自転車、保存する
ための冷蔵庫などを届けたり、医師、エンジニアなどを育てる活動もしています。

※富士火災の収益の中から「みんなの健保」新規ご契約者数に応じた金額を、「世界の子どもにワクチンを 日本委員会 (JCV)」へ
寄付を行うものです。「みんなの健保」にご加入いただくだけで、一切の負担なく同活動へご参加いただけます。



医療費用担保特約付帯

みんなの健保の先に、子どもたちの笑顔が広がります。

医療保険の日額補償では不安を感じるあなたへ

増え続ける医療費を実費で補償する
富士火災の医療保険「みんなの健保」

入院日数は短期化する一方で、
医療費は増え続けています。
先進医療は身近な治療に
変わりつつあります。

だから…

「入院1日あたりの補償」から「実費の補償」の時代へ
増え続ける医療費を実費で補償

「セカンドオピニオン優秀専門医紹介」サービス付です。
※「セカンドオピニオン優秀専門医紹介」サービスは業務提携先であるティーベック(株)が提供します。

福岡ソフトバンクホークスの和田毅投手も、
JCVの活動に協力しています。

プロ野球・福岡ソフトバンクホークスの和田毅投手は、ワクチンの接種を受けられないために世界で幼い命が一日4000人も失われているという厳しい現実を知り、2005年からJCVの活動に協力しています。それは公式戦の投球数1球につき10本、さらに勝利試合なら20本、完投なら30本、完封なら40本のワクチンを世界の子どもに贈るというものです。これまでの2年間で合計10万580本のワクチンを贈り、多くの幼い命を救いました。



協力:公共広告機構



安心にも、クオリティがある。

富士火災海上保険株式会社

(本 社) 〒542-8567 大阪市中央区南船場1-18-11 TEL:06-6271-2741 (大代表)
(東京本社) 〒104-8122 東京都中央区銀座2-12-18 TEL:03-3542-3911 (大代表)

HOME PAGE / <http://www.fujikasai.co.jp>

A&H 推金07-01